

記入例①②

年 月 日

記入日

国民健康保険・国民年金郵送届出書

御殿場市長 殿

国民健康保険・国民年金の手続について、郵送により届出します。

届出内容	①国民健康保険・国民年金 加入		③国民健康保険被保険者証の再交付			
	②国民健康保険 脱退		④限度額適用認定証等の交付			
届出人		氏名	御殿場 国男	印	昼間連絡先	●●-◆◆◆◆
手続対象者	住所	御殿場市 萩原□□□-○○				
	世帯主氏名	御殿場 国男				
	氏名	生年月日	性別	続柄		
	御殿場 国男	昭・平・令	男・女	主		
	御殿場 保美		女	妻		
	御殿場 健夫		男	子		
	御殿場 康美	昭・平・令	男・女	子		
	昭・平・令	男・女				
	昭・平・令	男・女				

届出人は世帯主か同じ世帯の方です

昼間連絡の取れる電話番号を記入してください

届出人も含め国保に加入または脱退する方を全て記入してください

※届出書の記入に加え、添付書類が必要です。必ず裏面をご確認ください。

記載漏れや添付書類に不足があると届出を受け付けできない場合がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ・郵送先】

〒412-8601 御殿場市萩原 4 8 3

御殿場市役所 国保年金課

TEL0550-83-1255 (①国民健康保険・国民年金 加入・②国民健康保険 脱退)

TEL0550-82-4121 (③国民健康保険被保険者証の再交付・④限度額適用認定証等の交付)

記入例③④

年 月 日

国民健康保険・国民年金郵送届出書

記入日

御殿場市長 殿

国民健康保険・国民年金の手続について、郵送により届出します。

届出内容	①国民健康保険・国民年金 加入		③国民健康保険被保険者証の再交付	
	②国民健康保険 脱退		④限度額適用認定証等の交付	
届出人		氏名	印	昼間連絡先
		御殿場 国男		●●-◆◆◆◆
手続対象者	住所	御殿場市 萩原□□□-○○		
	世帯主氏名	御殿場 国男		
	氏名	生年月日	性別	続柄
	御殿場 国男			主
	御殿場 健夫			子
		昭・平・令	男・女	
		昭・平・令	男・女	
	昭・平・令	男・女		

届出人は世帯主か同じ世帯の方です

昼間連絡の取れる電話番号を記入してください

届出人も含め証の発行(再発行)を希望される方を全て記入してください

※届出書の記入に加え、添付書類が必要です。必ず裏面をご確認ください。

記載漏れや添付書類に不足があると届出を受け付けできない場合がありますので、ご注意ください。

【問い合わせ・郵送先】

〒412-8601 御殿場市萩原483

御殿場市役所 国保年金課

TEL0550-83-1255 (①国民健康保険・国民年金 加入・②国民健康保険 脱退)

TEL0550-82-4121 (③国民健康保険被保険者証の再交付・④限度額適用認定証等の交付)

【添付書類】

《①～④共通》

- 届出人の本人確認書類の写し
(運転免許証、マイナンバーカードの表面、在留カード等の写し)

上記に加えてそれぞれの手続きにつき、下記の書類の添付をお願いします。

《①国民健康保険・国民年金 加入》

- 社会保険脱退(資格喪失)証明書
(勤務先、健康保険組合、社会保険事務所等で発行したもの)

《②国民健康保険 脱退》

- 社会保険の被保険者証の写しまたは社会保険加入証明書(勤務先、健康保険組合、社会保険事務所等で発行したもの)
- 手続対象者全員分の国民健康保険被保険者証

【注意事項】 ※必ずお読みください

《①～④共通》

- ・届出ができるのは、手続対象者と同じ世帯の方です。

《①国民健康保険・国民年金 加入》

- ・届出に必要なマイナンバーは市で記載しますのでご了承ください。
- ・申請書を市が受付した日が手続の日となります。手続をした翌月(2、4月受付分は翌々月)に国保税に関する通知を世帯主宛に送付しますので必ず通知を確認してください。
- ・子ども医療対象者は子育て支援課への手続が別途必要となります。手続については子育て支援課へお問い合わせください。(Tel82-4124)
- ・作成した保険証は住所地へ郵送します。

《②国民健康保険 脱退》

- ・届出に必要なマイナンバーは市で記載しますのでご了承ください。
- ・社会保険に加入した日以降、国民健康保険証は使用できません。
受診の際は必ず社会保険の保険証を提示してください。
- ・申請書を市が受付した日が手続の日となります。手続をした翌月(2、4月受付分は翌々月)に国保税に関する通知を世帯主宛に送付しますので必ず通知を確認してください。
- ・子ども医療対象者は子育て支援課への手続が別途必要となります。手続については子育て支援課へお問い合わせください。(Tel82-4124)
- ・作成した保険証は住所地へ郵送します。

《④限度額適用認定証等の交付》

- ・届出に必要なマイナンバーは市で記載しますのでご了承ください。
- ・国保税に滞納がある世帯は限度額適用認定証の発行ができません。
- ・作成した限度額適用認定証等は住所地へ郵送します。